

| | | | |
|----------|---|------|----------------------------------|
| 科目名 | 地方自治法 | 科目分類 | ■専門科目群（第1グループ） □総合科目群（第2グループ） |
| | | | 法律学科 □必修 ■選択 |
| | | | 学科 □必修 □選択 |
| 英文表記 | Local Autonomy Law | 開講年次 | □1年 □2年 ■3年 □4年 |
| ふりがな | わたなべ たけし | 開講期間 | □前期 ■後期 □通年 □集中 |
| 担当者名 | 渡部 毅 | 修得単位 | 2 単位 |
| 授業のテーマ | 地方公共団体の組織や運営に関する法的しくみを理解する。 | | |
| 授業概要 | 地方自治を担う主体や地方公共団体の組織の特徴、住民の地位や権限、自主立法である条例の内容や限界、自治体のお金の出入り（歳入・歳出）の内容やルールはどのようなになっているのか等について、地方自治活動を根拠付ける法律である「地方自治法」の解釈を中心にして概観していきます。 | | |
| 到達目標 | 地方自治の基本的な法的しくみについて理解し、説明できる。 | | |
| 授業時間外の学習 | 政治や行政に関する新聞記事などを継続的に読むこと。市町村や県の身近な課題について敏感になること。憲法や行政法とも関連することから、それらの復習等も適宜行うこと。 | | |
| 履修条件 | 憲法（とくに統治機構で学習する地方自治の領域）や、行政法総論、行政法各論などの知識を踏まえて学習することが、より望ましい。 | | |
| 授業計画 | | | |
| 第1回 | 日本国憲法と地方自治 | | |
| 第2回 | 地方公共団体の種類（普通地方公共団体） | | |
| 第3回 | 地方公共団体の種類（特別地方公共団体） | | |
| 第4回 | 地方公共団体の組織の特徴 | | |
| 第5回 | 地方公共団体の機関（議会） | | |
| 第6回 | 地方公共団体の機関（執行機関） | | |
| 第7回 | 住民の地位と選挙権 | | |
| 第8回 | 住民の直接参政権 | | |
| 第9回 | 地方公共団体の自主立法（条例①） | | |
| 第10回 | 地方公共団体の自主立法（条例②・規則・要綱） | | |
| 第11回 | 地方公共団体の事務 | | |
| 第12回 | 地方公共団体に関する関与 | | |
| 第13回 | 地方公共団体の財政①（一般財源） | | |
| 第14回 | 地方公共団体の財政②（特定財源、歳出のルール） | | |
| 第15回 | 授業のまとめ | | |
| 第16回 | 定期試験 | | |
| テキスト | 人見剛・他『ホーンブック地方自治法』（第3版）（北樹出版・2015年）。 | | |
| 参考文献・資料 | 宇賀克也『地方自治法概説』（第3版）（有斐閣・2009年）。 | | |
| 成績評価の方法 | 試験の成績（90%）、受講態度（10%）。理由の如何を問わず、3分の1（5回）以上欠席した場合は試験を受けることができません。 | | |
| 成績評価基準 | 【平成27年度（2015）以前に入学した学生】 優（100～80点）、良（79～70点）、可（69～60点）、不可（59点以下） 【平成28年度（2016）以降に入学した学生】 秀（100～90点）、優（89～80点）、良（79～70点）、可（69～60点）、不可（59点以下） ※出席回数が規定に満たない場合、試験を受けることができません。 | | |

| | |
|-----------|---|
| オフィスアワー | 水曜日 9 時～10 時。金曜日 13 時～14 時。 |
| 学生へのメッセージ | 現在の住民は、地域の政治に能動的にかかわりあいを持つ存在であるべきであって、地方自治に関する法知識は必須です。また、各種公務員試験においても、地方自治は出題テーマとなっており、例年、一定数の出題がなされます。目的意識を持って、自ら積極的に学ぶ学生であることを期待しています。 |